

民事司法を利用しやすくする懇談会

第6回懇談会 議事録

1. 日 時：2016年12月20日（火）午後6時30分から午後8時
2. 場 所：弁護士会館 1702会議室
3. 出席者：（委員）
阿部泰隆，磯辺浩一，大久保規子，片山善博，木村たま代（代理）
斎藤義房，高橋宏志，土屋美明，村上陽子（代理）
本林徹，安井信久，藪野恒明，吉川萬里子

＜敬称略・五十音順＞

4. 議 事：以下のとおり。

1 委員の交代等について

小林事務局長から、以下のとおり説明があり、いずれも承認された。なお、経済団体については、委員交代が一部調整中であることが報告された。

（委員の交替）

山根香織（主婦連合会・前会長）から有田芳子（同・現会長）への交替（※本日は木村たま代（同・消費者相談室長）が代理出席）

2 第5回懇談会以降の日本弁護士連合会における民事司法改革課題への取組状況について（報告）

前回の第5回懇談会以降の日本弁護士連合会における民事司法改革課題への取組状況について、日弁連の出井直樹事務総長から報告が行われた。主に、日弁連が2014年9月から約1年半にわたり、最高裁判所との間で実施した「民事司法改革に関する日弁連・最高裁協議」について、資料に沿ってその概要を、その他の取組等とともに報告した。その後、意見交換を行った。

○出井日弁連事務総長 日弁連と最高裁との民事司法改革協議について御報告する。これが主で、あわせて政党との朝食会について、民事司法関係のところを御報告したい。資料もあわせて御覧いただきたい。

最高裁との協議は資料1がその概要である。2014年の秋から2016年1月まで行われた。今日は時間が限られているので、各部会において、どういった課題を扱ったか、どういった成果があったか、課題点として何が残ったか、を簡単に紹介する。

まず、基盤整備部会については、課題として、労働審判実施支部の拡大、裁判

所支部における支部長の常駐化などを扱った。成果としては、労働審判実施支部の拡大が3支部、支部における常駐化が1支部、その他に裁判官の填補回数の増加などがあった。課題としては、2017年からの3支部での労働審判を円滑に実施すること。現在、地元会と裁判所と連携しながら準備をしている。日弁連からの要望としてはもっと沢山のことを要望したが、絞りに絞ってこの結果となった。そういう意味では、一部が実現したのみ、というものなので、今回実現に到らなかった部分を、今後どのように実現していくのか、すぐに第二次要求ということは難しいとは思いますが、これを繋いでいく必要がある。

証拠収集部会について。課題は、文書提出命令における文書提出義務の拡大と当事者照会の実効化、23条照会制度の法改正について。裁判または裁判になるうとする時点での、当事者による証拠・情報収集手段の拡充について協議をした。結果として、最高裁との意見交換を受けた日弁連での論点整理をしている。

判決・執行制度の拡充部会について。主な課題は債務者の財産開示制度の拡充、新たな制度として第三者からの情報開示の制度の創設について議論をした。こちらも、最高裁との意見交換を受けた日弁連での論点整理をしている。なお、この課題は、協議の終盤時期に、法制審議会での議論を射程に入れた研究会が発足し、現在では、舞台を法制審に移しており、法制審部会が本年9月に設置されている。協議の過程では、財産開示が十分に利用されていない、実効性が不十分である、という点では、ある程度、最高裁とも認識を共有できたと思っている。ただし、その改善策として、日弁連の提案する立法案が最善の策なのか、という観点では多くの意見交換があった。また、何の関係もない第三者に民事執行の関係でいくつも義務を課す、という点について、日弁連側の主張としては、証人義務と同じく、国民一般に協力義務を課してもよいのではないかと、いうものであったが、ここは特に議論になったところである。

子どもの手続代理人制度の充実部会について。課題としては、子どもの手続代理人の運用の在り方、報酬の在り方を扱った。成果としては、最高裁との間で、子どもの手続代理人がどういった役割を果たすのか、特に家庭裁判所の調査官との違いなどについて、ある程度の共通理解がはかれたことが挙げられる。運用面での成果として、最高裁との意見交換を基に、日弁連において「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」を、最高裁の了解とともに取りまとめ、各弁護士会へ周知を行った。これは最高裁においても実務の参考になるものとして、全国の家裁に送付・周知がなされた。

以上が最高裁協議に関する報告である。中本執行部としても、最高裁とは何らかの形で協議を続けていきたいと思っており、可能性を模索している。家裁の機

能拡充，IT技術の活用による裁判の利便性の促進，基盤整備課題，簡易裁判所の機能拡充，などで議論ができないかと考えている。ここはこれからのところである。

続いて，日弁連は日本弁護士政治連盟（弁政連）との共催で，政党との朝食会を，毎年，春と秋に行っている。その際に，中本執行部の重要課題として民事司法改革を取り上げた。内容は，民事司法改革グランドデザインに盛り込まれていることや，当懇談会の課題で取り上げられたものと重なる部分がある。一方で，政治家向けであることから，一部の視点を強調したり，言い方を変えたりしている。まず「国際化・グローバル化」という視点を大きく打ち出している。国際民事紛争への対応として国際商事仲裁や証拠収集手段の拡充についてもグローバル化の観点を含めている。グローバル化に対応する法曹の養成と確保，という観点でも指摘した。国際的側面だけではなく，そもそも，国際問題と国内問題を分けることがどうなのか，という視点もある。国内の民事司法もできるだけ国際標準に近づける，少なくとも国際標準を意識して国内の民事司法制度を構築し運用していくことが必要，という考え方である。国内の民事司法改革にもつながることである，という視点である。会内に異論はあるかもしれないが，やはり経済実態に目を向けることが必要で，改革の必要性がある，と考えている。人材養成の必要性についてもあわせて訴えている。

○議長 今の報告について，何か質問や意見等はあるか。

○阿部委員 裁判官の大幅増員への壁は何なのか。裁判官を1000～2000人増やしたところで，日本全体の予算からすれば微々たるものではないか。相談に来た人も，これくらい裁判には期間がかかる，ということを知ると，皆引っ込んでしまう。数ヶ月で事件を片付けるにはもっと裁判官を増やすべきである。裁判官を増やせば，支部はもっと拡充できるはず。そうすれば弁護士の仕事も増え，法治国家にもなる。2割司法も解消する。根本はここにあると思う。

○出井日弁連事務総長 簡単に言えば，まずは財務の壁があると思う。国家財政がこういった状況の中，司法予算は枠としては小さいが，財務省が厳しいシーリングをかけている。突破する戦略については，是非御議論もいただきたいところだが，日弁連の基盤整備に関する取組もずっと行ってきたものの，なかなか成果には結びつかなかった。ひとつのやり方は，制度を変えて，事件を増やすことによって，予算も人も増やさざるをえないようにする，ということ。ただ，裁判所のないところに事件がくるのか，という問題も一方であり，難しいところである。

○斎藤委員 予算の壁と，裁判官の質の確保の問題がある。従来，日弁連は，裁判官倍增計画として，非常駐支部の解消を要求していたが，なかなか効果がなかつ

た。今回は、具体的に各支部の現状と問題点をデータで示す方法をとったところ、裁判所との交渉もスムーズに進んだ、ということがある。弊害事例を集めて、具体的に並べたところ、結果に繋がった。ここは今回の協議での進歩と言える。利用者が困っていることを見える化した、ということ。

○**阿部委員** 管轄の問題でも、当事者訴訟ができたが国を相手にやるときは管轄は東京地裁に限定される。国の行政処分についても、地元ではできず、高裁所在地の地裁でしか扱われない。国際的にみても韓国や台湾にも負けている。

○**斎藤委員** 行政訴訟については改革課題がたくさんあり、宿題も山積している。来年から3つ労働審判実施支部が増える。増えたところで事件が無いと後が続かない。代理人の質をどう確保するか、労働審判員をどう確保するか、という点があり、3つの支部ではいろいろと対策を練っているところ。

○**議長** 先ほどの、労働審判の需要の掘り起こしについて御意見を。

○**村上委員** 労働審判が今回3支部拡大した、ということでこの3支部についてはある程度事件数もあるところではないかと思う。審判員の確保と質の確保、裁判官の質の確保については、立川支部の状況からも、少ない裁判官で事件が少ないと、経験の蓄積ができず、偏った審判が起こりうる、という声も聞くところである。裁判官の質の確保、支部であってもきちんとした審判が行われるようにならないと、なかなか支部の拡大も次に繋がらないように思うので、今後を注視していきたい。また、我々としても全国都道府県に組織があるので、弁護士会の先生方とも連携を続けているところ。

○**議長** 三権分立で、ルールメーカーは国会で、ルールを執行するのが行政・内閣である。そのルールや執行をチェックするのが司法である。三権のうち内閣は自由奔放に立法活動する。自分たちで案もつくるし、ロビー活動もする。司法の方はすごく抑制的。法案提出権もない。行政だけが突出して有利な地位にあるように感じる。バランスを欠いているので、もう少し立法についての意見を司法が言う機会があってもいいのかな、と感じる。予算については、新しいことを何かやるなら財源を持って来るように、となっており、既存のものを削って捻出する、という発想になっている。しかし、今度の防衛費増強について、財源は議論になっていない。御都合主義的などころもあり、増やそうと思ったら関係なく増やしているところもある。

○**阿部委員** 裁判官は今2800人くらい。平成14年は2200人くらいだったので600人増えた。弁護士は倍増えた。裁判官を倍増させたら実際にどれくらいの予算が増えるのか。日本全国からすれば微々たるものではないのか。

○**議長** 予算面は、シーリングの枠を破るような論理をどう立てるかだと思う。

○磯部委員 やはり政治家が判断しないと動かない、というのは、日頃の消費者関連の活動をしている身からも痛感するところ。

○本林委員 民事司法改革に向けて、国民各層からのニーズの発信、運動が必要であると思っている。経験上も、日本の民事訴訟は、提訴段階、審理・証拠の段階、それから執行の段階それぞれに改革が必要と思って来た。原告側になる人もいれば被告側になる人もいて、利害調整等も難しい。最終的には国民の権利救済をより容易にする、ということの基本を考えないといけない。提訴段階では、日本は手数料が世界で一番高い。国際比較をしても高いので、低減化するのが課題。審理・証拠段階では、証拠提出命令を裁判所が出すことになるが、例外が多すぎて肝心の証拠が出てこないために、審理でなかなか真実が明らかにならない。当事者としては、満足な判決が出ず、不満が残るものになってしまう。執行段階では、判決をもらっても回収できない。裁判の入口、真ん中、出口で国民が納得いく制度になっていない。国民としては訴訟をしても権利救済に結びつかないので、民事司法への理解が離れていく。今、民事司法改革が期待されているひとつの理由だと思う。執行段階の強制力が弱い点については、法制審に諮られているということで、出口のところの改革が進んでいる。日本の企業は、被告の立場が多い。民事訴訟への批判は原告側が多く、被告側としては、助かっているという面もあるかもしれない。一方で、海外に行くときすべての証拠を出さねばならず、かなり真実にせまった判決ができる。賠償もかなり巨額。日本企業も海外では叩かれている。日本の企業が日本で外国の会社を訴えることもあるが、日本の民事訴訟を使うことになるので、証拠収集などはワークせず、原告の立場に立った日本企業が別の意味で日本の民訴に不満を持つ、ということもあり、それならば日本で訴訟を起こさずアメリカでの訴訟を選ぶ、など、日本の裁判所が素通りされる事態も起こっている。訴訟の制度そのものの、ある程度の国際水準を保つために、日本の裁判制度を引き上げることで個人救済にも資する、日本企業の選択肢を増やす、ということは考えられるのではないか。

○議長 では時間もだいぶ経過したので、次の議事に移りたい。

3 民事司法制度に関する近時の情勢について（報告）

近時の情勢について、小林事務局長から報告が行われ、その後、意見交換が行われた。

○小林事務局長 自由民主党司法制度調査会が5月24日付で中間提言を出している。タイトルは、『法の支配』を基盤とする『日本型司法制度』～ソフトパワーとしての『司法制度』の展開」というもの。内容については時間の関係もあり、

資料に委ねたい。2020年に kongress が開催されることになり、これを契機として日本の司法のプレゼンスを内外に高めることを意欲的に目指している。今後、この中間提言を受けて、自民党がどのように活動していくか、最終提言として取りまとめることを目標にしているようであるし、関連省庁も多数、日弁連も含めたステークホルダーも複数いるので、さきほどからの国内の民事司法制度の全般的な整備の観点や、当懇談会が最終報告書で提言している内容も参考にしながら、今後の動向を注視していきたい。

○議長 時間もないところであるが、質問などあれば。

○大久保委員 情報提供したい。中間提言の中の kongress の部分に、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の記載がある。その「2030年アジェンダ」の中の「目標16 (GOAL16) で司法アクセスの保証をうたっている。環境資本を含めた司法アクセスの改善を意味しているが、2015年に国際指標が作られており、日本の司法アクセスの点数は3点満点中で1.47点と、インドやインドネシア等々よりずっと下位。グローバル化に対応するということであれば、2030年の目標16に合ったグローバルな法整備をしていくべきである。kongress 2020への取組が行われるのであれば、ひとつの契機として、そういった視点も含めた戦略が重要なのではないか。

○議長 では、本日の議事はここまでとしたい。

以上